

## 幼保連携型認定こども園 慈光こども園のしおり(重要事項説明書)

〈平成30年度入園版〉

### 1 運営主体

運営者の名称	社会福祉法人 すずの会
代表者氏名	理事長 松岡法之
所在地	高崎市通町90番地1
電話番号	027(323)4002

### 2 慈光こども園の概要

名称	幼保連携型認定こども園 慈光こども園
所在地	高崎市通町90番地1
電話番号	027(323)4002
施設長氏名	松岡法之
開設年月日	平成30年4月1日
利用定員	1号認定子ども(教育標準時間認定) 10人 2号認定子ども(保育認定) 45人(3、4、5歳) 3号認定子ども(保育認定) 15人(0歳)、30人(1、2歳)
本園の保育理念・保育目標	保育理念: 地域の中で自立し、調和しながら共に生きる園 保育目標: 自分のことが好きな子 人はわたしの仲間であると感じられる子 自立し、主体的に活動できる子 助け助けられる関係性を築ける子 保育方法: 見守る保育 選択制保育・認める保育・異年齢保育・育ち合う保育

### 3 施設の概要

敷地 面積	(本園)1886.93㎡ (分園)351.23㎡
建物	(本園)鉄筋コンクリート造 3階建の1、2階部分 延べ床面積 626.36㎡ (分園)鉄骨造陸屋根 2階建 延べ床面積 346.58㎡
主に使用する施設の内容	【本園】 保育室 5室 面積 331.71㎡ 園庭 面積 586.33㎡ 【分園】 乳児室 1室 面積 70.57㎡ ほふく室 1室 面積 145.67㎡ 園庭 面積 111.00㎡
設備の種類	冷暖房、床暖房(分園)、屋上菜園(分園)

#### 4 利用定員ごとの教育・保育を提供する曜日・時間・休園日

##### 【1号認定子ども(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育時間	午前10時00分～午後2時00分
預かり保育 別途 月額2,500円	月曜日～金曜日:午前8時30分～午前10時00分 午後2時00分～午後4時30分
休園日 (8:30～16:30で預かり保育有り) 利用毎に別途日額2,000円	<土曜日> (行事の場合は除く) <夏休み> 8月12日～8月16日 <冬休み> 12月21日～12月28日 <春休み> 3月29日～4月3日

\* 月曜日から金曜日までの預かり保育は、午前、午後の預かり保育を何度利用しても、月額2,500円です。(午前だけ、午後だけの場合も2,500円を頂戴します。)

##### 【2号認定子ども・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで
保育時間	【保育標準時間認定を受けた方】 午前7時00分～午後6時00分(11時間) 【保育短時間認定を受けた方】 午前8時30分～午後4時30分(8時間)
延長保育 別紙参照	【保育標準時間認定を受けた方】 午後6時00分～午後8時(閉園まで) 【保育短時間認定を受けた方】 午前7時00分～午前8時30分、午後4時30分～午後8時00分(閉園まで)
開所時間	月曜日～金曜日:午前7時00分～午後8時00分 土曜日:午前8時30分～午後6時00分
休園日	日曜・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)

#### 5 職員体制 (平成30年4月1日現在)

職名	人数
園長	1人
副園長	1人
主幹保育教諭	2人
保育教諭(非常勤職員含む)	26人
栄養士	採用検討中
調理員(非常勤職員含む)	4人
学校医(通町診療所 平 洋医師)	1人
学校歯科医(大沢歯科 大沢 博歯科医師)	1人
学校薬剤師(田村悦子薬剤師)	1人

## 6 年間行事予定

月	行事内容
4月	進級式、園説明会、保護者懇談会
5月	内科健診、親子遠足(あか組以上)
6月	歯科健診、クラス別保護者懇談会、シルエット劇場観覧
7月	お泊まり保育(みどり組)、消防署立会消防訓練
8月	高崎祭り参加(みどり組の和太鼓発表)
9月	夕涼会(保護者会行事)
10月	親子運動会、芋掘り
11月	バス遠足(以上児)
12月	生活発表会(あか組以上)、クリスマス会
1月	どんど焼き、内科健診
2月	節分豆まき、成長展(きいろ・もも組は生活見学会)
3月	ひな祭り茶会、卒園旅行、お別れ会・卒園式・保護者会総会

\* 日程は変更になることがあります。

交通費や施設入場料等の実費がかかる場合には、その都度事前にご連絡します。

## 7 給食について

給食の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全を第一に考えて調理し、冷凍食品などの加工済み食品は極力使わず、手作りを心がけたおいしい給食作りに努めています。</li> <li>食育計画を策定し、食を通じた数々の学びの機会を提供します。</li> <li>毎月月末に献立表を配布するとともに、毎日の給食を写真掲示します。</li> </ul>
おやつ・軽食	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。</li> <li>手作りおやつを0、1、2歳児に毎日2回。以上児に毎日1回提供。</li> <li>延長保育利用児童には、夕方6時に希望に応じて軽食を提供。</li> </ul>
アレルギー等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>アレルギーが疑われる場合、医師の診断書(又は指示書)を提出してください。個別にご相談の上、診断書(又は指示書)に基づき本園で除去可能な物は除去食・代替食で対応致します。</li> <li>誤配膳の防止、食事時の誤食が発生しない体制を整えています。</li> </ul>
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の大量調理施設衛生管理マニュアルに沿って衛生管理を行います。</li> <li>調理員及び乳児担当職員は、毎月検便を行っています。</li> </ul>

## 8 保護者と慈光こども園の連絡について

(1) 当園では、お子様が毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えています。

未満児クラスでは連絡カードを使い、毎日の園での様子・喫食状況・健康状態についてお知らせするとともに、保護者の方からの返事や連絡についても参考にしながら保育を行います。

以上児クラスでは連絡ノートを活用しながら、園での様子・家庭での様子などをお互いに連絡し合い、子どもの成長を促します。

(2) 体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など、お子様のご家庭で

の様子もできるだけ詳しくお知らせ下さい。

- (3) 季節・気候に応じて予想される病気の発生に備え、随時健康観察記録表を用意し、子ども達の健康を管理しています。
- (4) 毎月1回月末に「えんだより」「クラス便り」を発行し、当園の保育方針、行事や連絡事項、注意事項などをお伝えします。

## 9 健康診断について

- (1) 入園時及び学校医による健康診断を年2回、学校歯科医による歯科健診を年1回実施します。
- (2) 毎月、身長・体重を測定し、連絡カードに記載しご家庭にお知らせします。

## 10 利用していただく上で留意していただくこと

- (1) 登園は9時30分までをお願いします。10時00分よりクラス活動が始まります。  
\* 1号認定の児童も、9時半までに登園願います。(その際の預かり保育料は頂きません)
- (2) 欠席又は登園が遅れる場合は、9時30分までにご連絡ください。
- (3) 登降園は、原則一定の時間をお願いします。変更がある場合は随時お知らせください。また、保育中の連絡先が通常と異なるときには、その連絡先をお伝えください。別紙「保育利用時間確認書」のご提出をお願いします。
- (4) 日中の駐車場内等での事故やトラブル防止の為、登降園時に使用する自転車は、近隣の有料駐輪場や就業先等の駐輪場に駐輪してください。
- (5) 事故や怪我につながる恐れがあるため、フードや紐が付いている上着はできるだけ避けてください。
- (6) 土曜日の保育をご希望の方は別紙「土曜保育申込書(1年毎更新)」をご提出ください。  
なお、ご利用に当たっては別途「土曜保育利用カード(利用毎)」のご提出をお願いします。
- (7) 子どもの体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。登園時に、不調または高熱が疑われる場合は、職員が検温を致します。登園前に、ご家庭で①機嫌の善し悪し ②食欲の有無 ③発熱の有無 ④排便の状態など、いつもと様子が異なっていないか確認してください。
- (8) 学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、医師に治癒証明書を記入してもらい登園してください。
- (9) 通常保育ができない健康状態である場合や予防接種を受けた後の登園はできる限りお控えください。また登園後に体調の変化が見られる場合には連絡をさせて頂くことがあります。
- (10) 原則として与薬は行いません。ただし、やむを得ない事情に限り、医師の処方を受けた薬をお預かりし与薬します。その場合、別紙「病状連絡票」を提出してください。
- (11) 病院を受診してからの登園は、通常保育が可能な症状(定期検診や経過観察等)によるものを除いて、登園を控えてください。登園する場合は、給食前までをお願いします。
- (12) 保育中の事故や怪我については、原則その都度連絡させて頂きます。特に顔や頭の怪我、子どもが怪我をした瞬間を保育者が見ていなかった場合の怪我については、怪我の大小に関わらず連絡させて頂きます。
- (13) 嘔吐や下痢等によって洋服が汚れた場合、感染症の可能性があるので、原則的に洗わずに返却させて頂きます。  
\* 上記(7)～(10)については、さらに別紙「病気への対応についてのお願い」をお読みください。

### 1.1 賠償責任保険の加入

- ・普通傷害保険(施設入場者) 死亡・後遺障害 500万円、入院日額 1,500円、通院日額 1,000円
- ・普通傷害保険(園児・職員) 死亡・後遺障害 200万円、 " " "
- ・群馬県保育所等入所児死亡共済金支給制度加入

### 1.2 緊急時の対応について

保育中に容態の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

また、地震や台風などの風水害時、急な日程変更、防犯上必要と思われる時、その他緊急を要する事項については、慈光こども園連絡網メール(緊急メール)を配信しますので、アドレスの登録をお願いします。別紙「メール連絡網の登録方法」を参照ください。

### 1.3 非常災害時の対策・防犯対策

消防計画	平成29年6月策定、届出済
防火管理者	松岡法之(資格:甲種防火管理者)
避難訓練等	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。 消防署立会の総合訓練を年1回実施します。
防災設備	自動火災探知機、煙感知器、誘導灯、消火器を備えています。
防犯体制	防犯訓練を年2回実施します。
避難場所	高崎市立南小学校(状況に応じて避難場所を変更する場合があります。避難先については、緊急メール及び園内掲示板に掲示します。)

#### <Jアラート及び気象警報発令時の対応について>

原則的に通常開所としますが、通常より遅い時間の登園、早めの降園をお願いする場合があります。代わりの方がお迎えにくることが予想される場合は、その旨お伝えください。また、対応方法などについては、電話又は緊急メールを利用します。

### 1.4 虐待防止のための措置について

(1) 当園は、虐待防止のため次の措置を講じます。

- ① 虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- ② 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止(虐待防止マニュアルを策定)
- ③ 虐待の防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施

(2) 教育・保育の提供中に、当園の職員又は保護者による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに高崎市、児童相談所等の適切な機関に報告します。

### 1.5 保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

保育内容等に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情がありましたら、下記の窓口まで、面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。また、園内の「ご意見ポスト」に匿名にて投函頂くこともできます。

- ・相談・苦情受付担当者 池田妙子、富澤郁恵(主幹保育教諭)及び全保育教諭

・相談・苦情解決責任者 松岡法之（園長）、吉田由美（副園長）

※下記の、第三者委員に直接相談することもできます。

・新井ひとみ（連絡先：027-384-1501）当法人監事 安中あさひ第二保育園長

・関口まさ江（連絡先：027-326-0596）元南地区民生児童委員

受け付けた苦情等は、適切に対応し、改善状況についてお知らせします。

受付した苦情の内容と改善状況等について、個人情報を除き、えんだよりや掲示、ホームページ等で公表します。

## 1 6 個人情報の保護について

(1) 就業規則にて個人情報保護の規定を定めており、それに沿って個人情報を厳重に管理します。

(2) 小学校への円滑な接続に資するため、就学児童の育ちを支えるものとして、保育の提供に当たり知り得た児童の情報を、小学校あるいはその他の特定教育・保育施設等へ提供することがあります。

## 1 7 保護者負担について

### (1) 入園後の費用負担

保護者の方は、入園後、以下の費用について負担をお願いします。

- ① 毎月の保育料：認定区分ごとに園児が居住する市町村が定める額
- ② 一時預かり保育料(1号認定) (一人あたり)2,500円/月 ※利用者のみ
- ③ 休園日(1号認定)における一時預かり保育料 2,000円/日 ※利用者のみ
- ④ 延長保育料(1号認定) 保育短時間認定子どもの利用金額に準ずる額 ※利用者のみ
- ⑤ 延長保育料(2号認定・3号認定) 別紙「延長保育料金表」の額 ※利用者のみ

### (2) 実費負担額

次の費用について実費を負担いただきます。これらの費用は、その都度お知らせします。

- ① 給食代(1号認定) (一人あたり)2,000円/月
- ② 主食代(2号認定) (一人あたり)700円/月 ※年度末に差額調整あり
- ③ 園生活の記録写真代 別紙「写真販売方法についてのご案内」の通り
- ④ 保護者会費 (一人あたり)300円/月 (保護者会が管理します)
- ⑤ 行事(遠足等)に伴う交通費、施設利用料の実費(その都度事前にご連絡します)
- ⑥ その他、お子さんの所有又は専用する物品等で、別途書面によりお知らせする費用の実費  
例)おむつ、着替え(水着等含む)、タオル(ハンカチ)、昼寝コット用シーツ、歯ブラシ、コップ  
※年齢や子どもによって異なりますので、詳細はクラス別、個別にお問い合わせすることがあります。

(3) 保育料は、口座からの引き落としとします。

(4) その他の負担額(上記(2)-(3)を除く)は、直接集金袋にて集金します。

(5) 負担金を領収した場合は、口座引落しの場合を除いて領収書を発行します。

(特別な場合を除き、集金袋を領収書の代わりとし、年度末にお渡します。)

(6) 休園や途中退園の場合、すでにお支払いいただいた費用については内容によって実費を返却します。

## 1 8 利用の開始及び終了に関する事項

### (1) 利用者の内定

- ① 1号認定子ども：本園が定めた選考方法によります。

②2号・3号認定子ども:市町村が行う利用調整によります。

(2)利用の決定

①1号認定:利用契約書の締結によります。

②2号・3号認定:高崎市よりの利用内定通知書をもって利用契約の締結となります。

(3)退園について

以下に該当する場合は教育・保育の提供を終了します。

- ・退園の申出が保護者からあったとき。
- ・1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む)。
- ・利用継続が不可能であると市が認めたとき。
- ・その他、利用を継続するにあたって重大な支障又は困難が生じたとき。